

議案第 11 号

橋本市水道事業給水条例及び橋本市下水道条例の一部を改正する  
条例について

橋本市水道事業給水条例及び橋本市下水道条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

(橋本市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 橋本市水道事業給水条例(平成18年橋本市条例第215号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
(料金)	(料金)	第24条 料金は、毎使用月における使用者の使用水量に応じ、次の区分により定める額とする。	第24条 料金は、用途及び次条の規定により算定した使用水量に応じて次の区分により定める額とし、当該使用水量の属する月の翌月分として算定する。
第2条に規定する給水区域の料金	(1) 専用給水装置	第2条に規定する給水区域の料金	第2条に規定する給水区域の料金
料率	使用水量	料率	使用水量
用途	略	用途	略
【一般用】(大口) 基本料金 超過料金	【一般用】(大口) 月当たりの使用水量 が80立方メートル を超えた場合、超え た使用量1立方メー トルにつき	【一般用】(大口) 月当たりの使用水量 が80立方メートル を超えた場合、超え た使用量1立方メー トルにつき	198円
【営業用】 基本料金 超過料金	【営業用】 月当たりの使用水量 が80立方メートル を超えた場合、超え た使用量1立方メー トルにつき	【営業用】 月当たりの使用水量 が80立方メートル を超えた場合、超え た使用量1立方メー トルにつき	198円
略	略	略	略

略			
備考	1 「一般用」とは、浴場営業用及び臨時用以外のものをいう。	略	(2) 略
	(2) 次条に規定する定例日間に中途に、水道の使用を開始し、又はやめたときは、使用水量にかかわらず超過料金を適用して算定する。ただし、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合にあつては、この限りでない。	2～4 略	2 次条に規定する定例日間に中途に用途の変更の届出があつたときは、その届出があつた日の次の定例日から用途を変更する。

2 次条に規定する定例日間に、水道の使用を開始し、又はやめたときは、使用水量にかかわらず超過料金を適用して算定する。ただし、工事その他の理由により一時的に水道を使用する場合にあつては、この限りでない。

3 次条に規定する定例日間に用途の変更の届出があつたときは、その届出があつた日の次の定例日から用途を変更する。

#### (使用水量の算定)

第25条 管理者は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。以下同じ。)に使用水量を計量し、その使用水量に基づき、その日の属する月分及びその前月分の水量(水道の使用を開始した日から定例日までの期間が1月を超えない場合の当該期間に係る使用水量にあつては、その日の属する月分)を算定する。

2 水道の使用をやめるときは、定例日以外の日に計量を行うことができるものとし、直前の定例日から計量の日までの期間が1月を超えない場合の当該使用期間に係る使用水量には、次の定例日の属する月の前月分の、1月を超えて2月を超えない場合の当該使用期間に係る使用水量にあつては、次の定例日の属する月の月分及びその前月分の水量として算定する。

3 前2項の場合において、算定する使用水量が複数月分のときは、各月均等とみなし、その計量した使用水量が奇数であるものは、端数を定例日の属する月の使用水量に加えるものとする。

#### (料金の算定)

第25条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が定めた日をいう。)に使用水量を計量し、その使用水量に基づき、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に計量を行うことができる。

(料金の納期限)  
第 26 条 料金の納期限は、上下水道事業管理規程で定める。

第 26 条 料金の納期限は、その料金の属する月分の翌月末日とし、その  
日が休日に当たるときは、その翌日とする。  
(特別な場合における料金の算定)

第 28 条 月の中途中に、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料  
金は、その日の属する月分として、第 24 条各号に規定する超過料金を  
適用して算定する。  
(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第 29 条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道  
の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければなら  
ない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限り  
でない。  
2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。  
3 第 1 項に規定する概算料金は、1 日平均使用水量に使用予定期日数及び  
第 24 条に規定する臨時用の料金を乗じた額とする。

(料金、分担金、手数料等の額又は免除)  
第 36 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたらとときは、こ  
の条例の規定により納付しなければならない料金、分担金、手数料そ  
の他の費用を減免し、又は免除することができる。

(料金の納期限)  
第 28 条 削除

第 29 条 削除

(料金、分担金、手数料等の減免又は猶予)  
第 36 条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたらとときは、こ  
の条例の規定により納付しなければならない料金、分担金、手数料そ  
の他の費用を減免し、又は猶予することができます。

(橋本市下水道条例の一部改正)

第 2 条 橋本市下水道条例(平成 18 年橋本市条例第 200 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(使用料の徴収及び納期限)	(使用料の徴収及び納期限)
第 17 条 略	第 17 条 略
2・3 略	2・3 略
4 前 2 項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施工 に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時 使用する場合において必要があると認めるとときは、使用料を前納させ ることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徵又	4 前 2 項の規定にかかわらず、管理者は、土木建築に関する工事の施工 に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時 使用する場合において必要があると認めるとときは、使用料を前納させ ることができる。

(使用料の算定方法)  
第18条 使用料の額は、次条の規定により算定した汚水の量に応じ、次の表に定めるとおりとし、当該汚水量の属する月の翌月分として算定する。

### 略

は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたときその他管理者が必要と認めたときに行う。

#### (使用料の算定方法)

第18条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるとおりとする。

### 略

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とし、当該使用水量を給水条例の規定によるものとする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (2) 給水装置の故障等により水道の使用水量と公共下水道に排除する汚水の量が著しく異なることが明白である場合は、管理者が汚水の量を認定することができる。
- (3) 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。
- (4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠とした申告書を、管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、その申告書の記載内容を検討してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 使用者が公共下水道の使用を開始したときの使用水量は、その使用開始日の属する月分から算定するものとする。

- 4 使用者が給水条例第25条第1項に規定する定例日以外の日において、公共下水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合は、その日の属する月分の料金は、超過料金にて算定する。

#### (汚水量の算定方法)

第18条の2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。  
(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以

2 使用者が給水条例第25条第1項に規定する定例日中に、公共下水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合は、その日の属する月分の料金は、超過料金にて算定する。

上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用的態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 給水装置の故障等により水道の使用水量と公共下水道に排除する汚水の量が著しく異なることが明白である場合は、管理者が汚水の量を認定することができる。

(3) 水道水以外の水を排出した場合の汚水の量は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用的態様を勘案して管理者が認定する。

(4) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営業者は、公共下水道に排出した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、その申告書の記載内容を検討してその使用者の汚水の量を認定するものとする。

(使用の態様の変更の届出)

第18条の3 勘

(使用の態様の変更の届出)

第18条の2 勘

#### 附 则

この条例は、令和3年4月1日から施行する。